

第8-1号
入札公告

下記のとおり一般競争入札を行います。

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

令和7年度 Safe Work Okinawa、うちなー健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施について

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年3月25日（水）まで

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者

(2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の九州・沖縄地域において「役務の提供」の「A」、「B」、「C」の等級に格付けされる者とする。

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかつた者でないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は除く）

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数101人未満の事業主は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書の交付

日時 令和8年1月9日（金）から令和8年1月23日（金）9:00～17:00
(ただし土日祝日は除く。)

場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第1係
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
②沖縄労働局ホームページよりダウンロード可能。
※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書
別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、令和8年1月23日(金)17:00までに入札説明書・仕様書の交付を受け、入札説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」を沖縄労働局総務部総務課会計第1係に提出すること。

4. 入札

(1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子入札により入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札日時及び場所

日時 令和8年1月26日(月)12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第1係へ提出
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

5. 開札

日時 令和8年1月26日(月)14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約による。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 詳細は入札説明書・仕様書による。

(10) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)

を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階

沖縄労働局総務部 総務課 会計第1係 担当 仲本

電話 (098) 868-4003

以上公告する。

令和8年1月9日

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 松原 大

入札説明書

令和7年度 Safe Work Okinawa、うちなー健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施についての入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 松原 大

2. 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

令和7年度 Safe Work Okinawa、うちなー健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施について
仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年3月25日（水）まで

3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者

(2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の九州・沖縄地域において 「役務の提供」の「A」又は「B」、「C」の等級に格付けされる者とする。

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は除く）

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数101人未満の事業主は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4. 入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月9日（金）から令和8年1月23日（金）9:00～17:00までの間で随時説明を行う。（ただし土日祝は除く。）
- 場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第1係
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
②沖縄労働局ホームページよりダウンロード可能。
※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。
- (2) 入札を希望する者は、令和8年1月23日（金）17:00までに入札説明書及び仕様書の交付を受け、説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記5（1）により紙入札を希望する者は、別紙4「紙入札参加申込書」も沖縄労働局総務部総務課会計第1係へ提出すること。

5. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は、別紙7により、また、紙入札による場合は、別紙8により沖縄労働局総務課会計第一係に提出すること。
- (3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙2、別紙2-2）を提出しなければならない。
- (4) 入札日時及び場所
日時 令和8年1月26日（月）12:00まで
場所 紙入札による場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第1係へ提出
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. 開札

- (1) 開札日時及び場所
日時 令和8年1月26日（月）14:00
場所 沖縄労働局総務部総務課
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
- (2) 電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。
- (3) 紙による入札の場合
開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (4) 再入札の取扱
開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（2営業日以内）に行うこととする。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(3) 入札の無効
上記3の競争参加資格のない者のした入札、5（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違

反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書、及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

(4) 入札の方法について

入札方法は、審査要領に基づき最低価格落札方式をもって行う。落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 入札参加者は、入札書の提出 (GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む) をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定) を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(10) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

沖縄労働局総務部総務課会計第 1 係 担当 仲本

電話 (098) 868-4003

E-mail nakamoto-katsuki.8v4@mhlw.go.jp

一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

1. 件名：令和7年度Safe Work Okinawa、うちなー健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施について
2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について
- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。 はい・いいえ
- (2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）における等級
九州・沖縄地域「役務の提供」 「 」等級
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。 はい・いいえ
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率を達成していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
(常用労働者数40人未満の企業は対象外) はい・いいえ
・対象外
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ
- (9) 「一般事業主行動計画」を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
ア「次世代育成支援対策推進法」(常用労働者数101人未満の事業主は対象外)
イ「女性活躍推進法」 (常用労働者数101人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外
はい・いいえ・対象外

* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数()人

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（1）から（4）の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があつたことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
(2) 過去1年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
(3) 契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
(4) 上記(1)～(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓 約 書

□ 私

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはあります。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和　年　月　日

住　所
名　称
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

紙入札参加申込書

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できなかったため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

(電子入札で参加できない理由を記載して下さい)

記

件 名 令和 7 年度 Safe Work Okinawa、うちなー健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施について

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

紙入札業者情報

※(1)～(13)まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 法人番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表FAX番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所屬住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者FAX番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入札書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件名	令和7年度 Safe Work Okinawa、うちなー健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施について								
<p>上記の金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p>									
<p>令和 年 月 日</p>									
<p>入札者 住所 商号 氏名 (代理人氏名)</p>									
<p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p>									

報に係る動画制作及び動画放映の実施について

No	摘要	数量(①)	単位	単価(②)	合計金額（税抜） ①×②
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
				合計（税抜）	

委任状

私は、を代理人と定め、下記の事項の
入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

1. 件名 令和7年度 Safe Work Okinawa、うちな一健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施について

2. 代理人使用印

()

令和 年 月 日

委任者 住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

電子調達システムによる場合の提出書類

令和 8 年 1 月 23 日（金）17：00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2, 2-2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）

※上記 1 から 7 までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付すること。

令和 8 年 1 月 26 日（月）12：00 まで

8. 入札金額内訳書（別紙 5-2）をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付すること。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和 8 年 1 月 23 日（金）17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2, 2-2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 紙入札参加申込書（別紙 4、別紙 4-2）

令和 8 年 1 月 26 日（月）12:00 まで

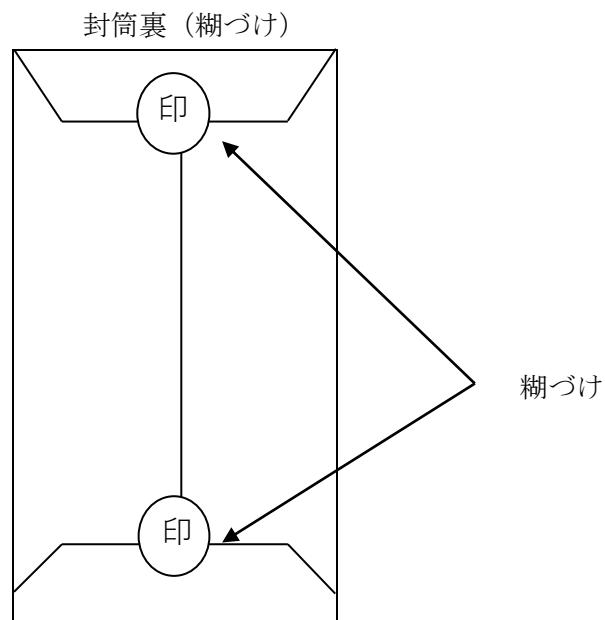
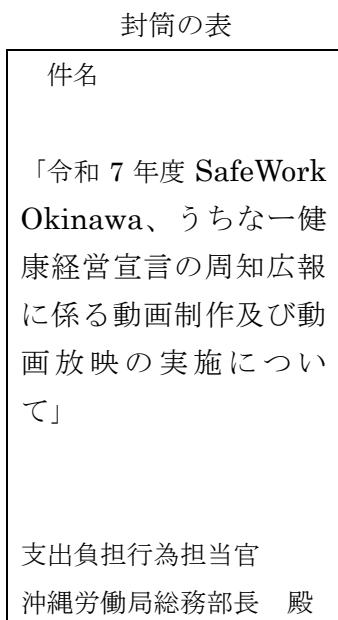
9. 入札書（別紙 5）
 10. 入札金額内訳書（別紙 5-2）
 11. 委任状（別紙 6）（代理人入札の場合）
- } ※ 9, 10, 11 は封筒に入れて提出

令和 8 年 1 月 26 日（月）14:00

印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）再入札の場合に必要
(事前に押印した入札書様式でも可)

＊入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。



入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

(入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行うこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

(入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があつた入札。

参考

予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

入札関係書類受領書 【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 仲本 勝紀

(メールアドレス : nakamoto-katsuki.8v4@mhlw.go.jp)

入札件名	令和7年度Safe Work Okinawa、うちなー健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施について	
参加入札方式 (いづれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

利用開始方法

□ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧いただき、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。



政府電子調達(GEPS)



STEP1 全省庁統一資格の取得

入れに必要な資格を取得します。
調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。
全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。
※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行なうことができます。

STEP2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。
法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)
電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)
個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくともマイナンバーカードが利用できます。
(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ
お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。
「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録
調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。
また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問い合わせ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

□ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいたても、問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。
●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ
□ <https://www.p-portal.go.jp/faq>

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)
ナビダイヤル 0570-000-683
IP電話等 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
その他、FAX又はメールでのお問合せも受け付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索



システムについて

□ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>
本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省等共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院
※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続に係る一連の業務が対象となります。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なものなお、以下の業務は対象外です。

● 本格的な公共事業

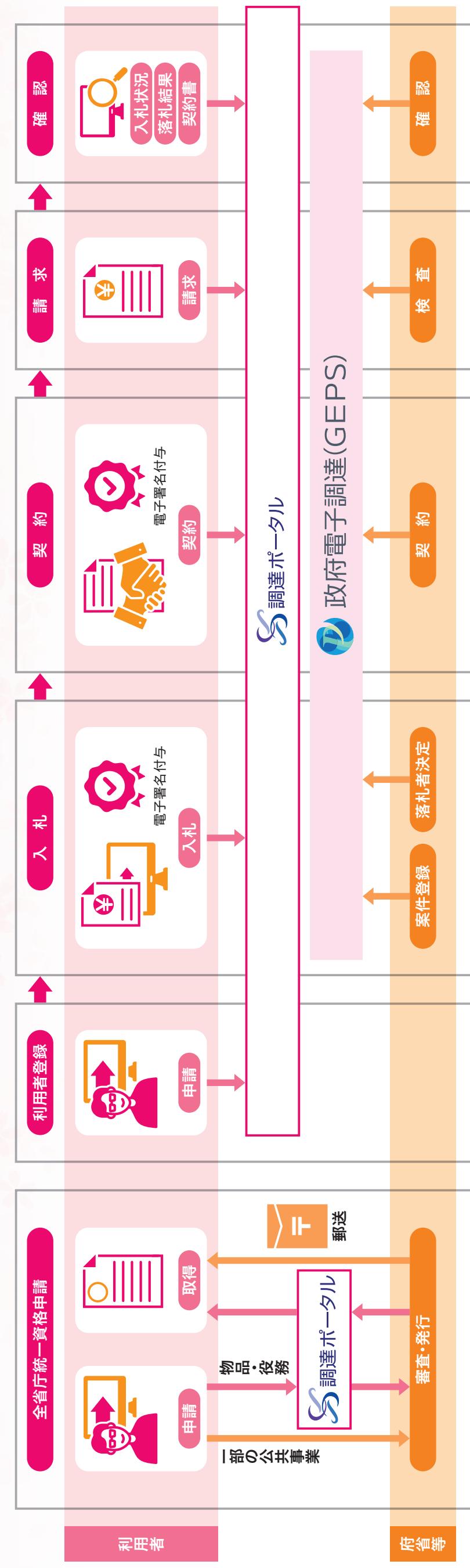
競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。
内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官厅營繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）

全省統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップできます。

なお、調達ポータルからは、全省統一資格の申請が可能です。

ただし、簡単な公共事業の入札には、各府省等が定める個別の資格が必要です。



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップできる！

ワンストップで手続き可能

全省統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書類などの書類保管に関する費用を削減できます。

常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。
※システムメンテナンス時を除きます。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。
※法令で義務のある場合を除きます。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。
※システムメンテナンス時を除きます。



仕 様 書

沖縄労働局

1. 件名

令和7年度Safe Work Okinawa、うちなー健康経営宣言の周知広報に係る動画制作及び動画放映の実施について

2. 履行期限

令和8年3月25日（水）

3. 履行場所

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長の指定する場所

納品場所：沖縄労働局健康安全課

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

4. 内容

(1) 動画制作

下記①から⑧の事項を踏まえ、動画撮影、音声収録及び編集を行うこと。

① 動画には、以下内容を含めること。

(ア) 沖縄県内の労働災害の減少につながるよう、Safe Work Okinawa をアピールすること。

(イ) 事業場における労働者の健康増進への取り組みを支援する「うちなー健康経営宣言」の登録事業場数が増えるよう、登録したくなるアピールすること。

(ウ) Safe Work Okinawa 及びうちなー健康経営宣言を説明するナビゲーター及び必要に応じ労働局幹部を出演させた内容とすること。

(エ) 労働災害防止、事業場における健康増進に取り組む事業者及び労働者を応援する内容とすること。

※企画・構成については、受託者が委託者へ提案を行い、委託側担当者と十分な協議を行い決定した内容を基に、タイトル、シナリオ、出演者、ナレーション、テロップ及びBGM、イラスト等（演出コンテ含む）を作成すること。

※(ア) (イ)についての制度の詳細な内容を説明した動画ではなく、制度認知のきっかけとなるような動画とすること。

※動画中に、「労働保険料の適正な申告・納付をお願いします」というテロ

ップを入れること。タイミング、文字の大きさ等は委託者と協議の上決定すること。

※ディレクションは受託者において行うこと。

※適切な既存フッテージ素材を使用すること。

※その他詳細は、委託者と調整し決定すること。

② 動画は次の2種類を制作すること。

(ア) ①の動画の内容と同じ趣旨の屋外大型ビジョン等または youtube で放映予定の15秒の動画

(イ) 2分程度のもの。(YouTube 放映予定)

③ 上記(ア)の動画には、ナビゲーターを出演させて説明等の演出を撮影し、編集して動画に含めること。説明等内容は受託者と委託者が調整して委託者から提供するものとする。

(ア) ナビゲーターについては受託者がキャスティング出演させること。

(イ) ナビゲーターの選定に当たっては、以下の条件にすべて当てはまる者を選定すること。

・テレビ番組またはテレビCM出演経験者

・Instagram フォロワー1万人以上

(ウ) 受託者は、ナビゲーター説明時に使用する版権フリー音楽を提案すること。

(エ) ナビゲーターの動画撮影場所は、スタジオまたはスタジオに準じた場所として受託者から委託者へ提案して協議の上決定する。撮影日時については、契約日以降に受託者と委託者が協議の上、決定とする。

(オ) 撮影には受託者において衣装及びヘアメイク、プロンプターを準備すること。

(カ) カメラの種類等、使用機材は問わない。

(キ) 撮影に要する音響や電源設備等は、受託者にて用意すること。

(ク) 競合排除条件はなしとする。

(ケ) 動画放映は、最大で令和8年3月22日までとする。

※その他詳細は、委託者と調整し決定すること。

④ 2分程度の動画にはナビゲーターのほかに必要に応じ労働局幹部を出演させ、メッセージコメントの演出を動画内に含めること。また、契約期間にかかわらず放映できるよう映像、テロップ又は音声によりメッセージコメントを効果的に伝えられるようにすること。メッセージコメント内容は受託者と委託者が調整して委託者から提供するものとする。

(ア) 労働局幹部については受託者が出演交渉を行う。

(イ) カメラの種類等、使用機材は問わない。

(ウ) 撮影に要する音響や電源設備等は、受託者にて用意すること。

※その他詳細は、委託者と調整し決定すること。

⑤ 2分程度の動画は以下のファイル形式とすること。

(ア) ファイル形式：MP4

(イ) アスペクト比：16：9

(ウ) サイズ（ピクセル）：縦1,080×横1,920

(エ) 動画の解像度はフルハイビジョンまたは4Kとする。

⑥ 15秒の動画は以下のファイル形式とすること。

(ア) ファイル形式：1) MPEG2 PS（拡張子：「.mpg」「.mpeg」）

：2) MP4

※1) 2) の2種類のファイルを制作すること。

(イ) アスペクト比：16：9

(ウ) サイズ（ピクセル）：縦1,080×横1,920

(エ) セーフティ領域：画像上下左右2%ずつセーフティ領域として文字等を配置しないこと。

(オ) ビットレート：CBR15～30Mbps

(カ) フレームレート：CFR29.97fps

(キ) 動画の解像度はフルハイビジョンまたは4Kとする。

(ク) 音声：「音声あり」「音声なし」の2種類を制作すること。

※放映予定先によって一部修正を要する場合があるため、受託者は委託者と調整すること。

⑦ 校正

最大4回

⑧ 著作権等

(ア) 編集作業に当たり、第三者の著作物を使用する場合、受託者は第三者の権利を侵害することがないよう責任をもって、長期的に使用可能なように権利処理（著作権等）を行うこと。これらの手配に係る一切の費用は、本契約に含むものとする。なお、動画の放映については出演者の契約期間に配慮するものとする。

(イ) 本契約の作成物（作成途中の作成物及び業務の履行に当たり作成した記録等含む。）の著作権は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利も含め、すべて当局に帰属するものとする。ただし、本仕様書の定めに基づき、当局と受託者との間で協議を行った事項についてはこの限りでない。また、従前より受託者又は第三者の有する著作物の著作権は、当該受託者又は第

三者に留保されるものとする。また、当局の了承なく制作物等を第三者に閲覧、貸与又は譲歩してはならない。

(ウ) 制作した動画は、当省の YouTube チャンネルへのアップロードの外、必要に応じて二次利用する場合がある。これらアップロードや二次利用を当局が自由かつ支障なく行えるように受託者は権利関係の処理については責任を持って行うこと。

(エ) 映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権の処理は済ませ、所有権はすべて沖縄労働局に帰属するものとすること。

(オ) 納品時に別紙2「著作権譲渡等における合意書」を契約担当者へ提出すること。

(2) 動画放映

① 放映媒体

以下(ア)から(エ)による放映を行うこと。

(ア) 沖縄県内のデジタルサイネージについてゆいレールデジタルサイネージを含む10か所以上

(イ) YouTube

(ウ) インスタグラム

(エ) フェイスブックへの掲載

② 放映動画データ

(1)で作成したデータを放映すること。

③ 放映時間帯

6時から24時までとする。

④ 放映時間

①(ア)及び(イ)については15秒/1回とすること。受託者から提案する放映媒体については、15秒/1回、2分程度/1回のいずれか効果的な周知に資する時間を受託者から委託者に提案し、協議した上で決定すること。

⑤ 放映回数、対象

① 上記2(1)(ア)から(エ)については以下のとおりとすること。

受託者から提案する放映媒体については、効果的な周知に資する放映回数を受託者から委託者に提案し、協議した上で決定すること。

なお、周知対象は沖縄県民向けであるため対象者へ効果的な放映とすること。

(ア) 沖縄県内のデジタルサイネージ10か所以上。1か所当たり

1日当たり平均300回以上

(イ) YouTube

沖縄県内の20代以上、男女

(ウ) インスタグラム

沖縄県内の 20 代以上、男女

(エ) フェイスブック

沖縄県内の 20 代以上、男女

⑥ 放映期間

動画制作完了後から令和 8 年 2 月 9 日（月）から同年 3 月 22 日（日）のうちの 30 日間程度とする。

5. 提出物

(1) 動画データ

提出方法等は以下のとおりとすること。

① クラウド

履行担当者メール（契約締結後、履行担当者より指示）

② DVD ディスク

沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階

沖縄労働局 労働基準部 健康安全課

(2) 報告書

4. (2) の動画放映状況を取りまとめた報告書を、紙媒体及び電子媒体により提出すること。報告書の紙媒体、電子媒体の仕様は以下のとおりとする。

① 紙媒体（図表についてはカラー刷りとすること） A4 版、10 部

② 電子媒体 CD-ROM 又は DVD-ROM、2 部

電子データの仕様は Microsoft 社 Windows11 表示可能なものとすること。使用するアプリケーションソフトについては、ワープロソフトは Microsoft 社 Word2016、表計算ソフトは Microsoft 社 Excel2016 とする。

(3) 提出期限

契約期間内に提出すること。

6. 再委託について

(1) 本業務のすべてを第三者（契約業者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。また、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

(2) 本業務の一部を再委託する場合には、再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。なお、再委託先を変更する場合についても同様の取扱いによ

るものとする。

- (3) 本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該再委託者の行為について、すべての責任を負わなければならない。
- (4) 本業務の一部を再委託するときは、本業務の契約を遵守するために必要な事項について本業務の契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- (5) 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、履行体制図を提出しなければならない。
- (6) 契約者は、契約の履行に当たっては、厚生労働省所管法令をはじめとする関係法令、条例等を遵守しなければならない。

7. その他

- (1) 見積書宛名は「支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長」とすること。
- (2) 見積りに当たっては、本仕様書に特に定める場合(4.(3)①から④の出演交渉及び肖像権の処理等)を除き、本業務に際し必要な諸経費(機材・人員・手続・編集・ナビゲーターの出演料、衣装、ヘアメイク、プロンプター、撮影場所に伴う費用、及び権利処理等に係る費用を含む。)等、本業務の履行に必要となる一切を含めること。
- (3) 受託者は、本業務を実施するに当たり、履行担当者と業務内容や制作物などについて協議を行い、当局の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、協議を行い決定するものとする。
- (4) 検査の結果不合格となった場合は、履行担当者の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。
- (5) 請求書宛名は、「官署支出官 沖縄労働局長」とすること。
- (6) 支払いについては、本件業務の履行完了後、適法な請求を受理してから支払う。
- (7) 受託者は、この業務を通して知り得た情報について、目的外に使用し、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後においても同様の取扱いとする。なお、この業務を第三者に委託し、請け負わせる場合には、受託者の責任において当該第三者に対しても同様の取扱いを求めるものとする。
- (8) その他、不明な点は「8.担当者」の指示によること。
- (9) 本件は総価契約とする。
- (10) 入札金額には、本件に必要な費用をすべて含めること。
- (11) 落札後、速やかに契約金額「内訳書」を契約担当者宛てに提出すること。
- (12) 放映日程等に変更が生じた場合は、遅滞なく履行担当者及び契約担当者へ報告すること。
- (13) 放映を開始した後、速やかに受託者自らが仕様書にのっとって正しく表示され

ていることを確認した上で、履行担当者へ報告すること。その際、不備がある場合には速やかに訂正し表示すること。

- (14) 放映期間終了後、履行完了が確認できる資料（車両内ビジョンに放映をしていることが確認できる写真等）を添付の上、「完了届」を提出すること。
- (15) 受託者は、履行に当たって厚生労働省所管法令をはじめとする関係法令、条例等を遵守しなければならない。
- (16) 受託者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

8. 担当者

〈履行担当者〉 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階
沖縄労働局労働基準部健康安全課 大城 098-868-4402